

国府と条里との関係について

木 下 良

【要約】 わが国の古代における地方中心地として、都市計画にもとずいて建設されたと考えられる国府は、農村計画として施行された条里制の土地割の上に、その界線を基準として建設されたとする、米倉二郎氏の仮説は、国府と条里の研究者達に大きな影響を与え、各国でその適用が試みられた。これに対して、そうでない場合も多いとする藤岡謙二郎氏の批判があるが、本論は阿波・安房・豊前・播磨・備前の諸国府址について、既往の研究に対する批判を加えつつ、より妥当と思われる復原を考定し、更に各国における研究の成果を利用して全国的な概察を試みる。これらを通じてほぼ次の結論に達する。(1)国府と条里の土地割の異同については、(イ)南北方位をとらない条里に対して国府は南北方位をとる場合が多いこと、(ロ)南北方位をとる条里に対しては合致する国府が多いが、殊更に異方位を示す場合もあること、などから特に密接な関係があるとは考えられない。したがって条里地域内において特に異なる方位の土地割が認められる場合には、それが国府域であることを示すことがある。(2)国府の位置と条里の界線についても特に密接な関係は認めがたい。ただし、播磨の例のように、国府の位置を基準に条里の呼称法がとられたと考えられるものもある。この場合、条里土地割―(無関係に)―国府―(基準に)―条里呼称、となる。以上によって、一般的には国府と条里との間には特に密接な関係はない。従って、国府の研究は、条里との関係からのみによらず、各方面の研究の成果を総合的に進めらるべきである。また、国府の設置は律令体制下に、全国的に一定の原則にもとずいて施行されたと思われるが、その実施にあたっては、個々の現地の実状に応じて個有の展開を示したと考えられるので、その形態も規模も全く一様なものではないことに留意すべきである。

史林 五〇巻五号 一九六七年九月

国府はわが国の古代において、律令制にもとづく地方政

一
庁である国府の所在地として、政治・経済・軍事・交通・宗教また学術など各種機能の地方中心地として、都市的集落を形成していたと考えられるが、その研究は主として歴

史地理学的な立場からの究明が進められて、米倉二郎・藤岡謙二郎^②両氏による全国的視野にたつ研究を頂点として、多くの業績が挙げられてきた。また一部では考古学的な発掘調査も実施されて、国庁跡についてはかなり明確にされたところもある。

一方、同様に古代における律令的の地方制度として、歴史地理学的研究の盛んな条里制^④は、全国的に復原的研究が進められて、更には詳細な分析も行なわれている。条里制の研究においても主導的立場をとってこられた米倉氏は、この二つの古代歴史地理学的研究対象の間に密接な関係のあることを想定して、きわめて興味深い論を提出された。

すなわち、氏はわが国の古代帝都の位置とその条坊制街割とが、条里制と密接な関係にあることから、国府と条里制との間にも同様の関係が存在するであろうと考えられた。従来その遺址がもつとも明確であるとされていた周防国府の国庁址が、その所在するところの佐波郡条里の界線に位置し、また方八町とされる府城内の方格状街割が、周辺条里の土地割と全く合致する事実を認め、国府は条里制土地割を基準に、その上に計画・建設されたものであらうとさ

れた。そこで、諸国国府遺址を求める方法として、先ず条里制の復原を考慮し、それらの界線を基準にして、和泉・若狭・播磨・備前・豊後・肥後・尾張などの諸国について、それぞれ国府址の考定を試み、また越前・備後についても同様の方法が成立するであらうとの想定をされている。^⑤

もっとも、肥前などのように付近条里と異なる土地割を示す国府遺址のあることも述べて、これらの国府は条里の施行に先立って建設されたものであらうと推論された。

この論は国府址研究を試みる者に多大の影響を与え、谷岡武雄氏^⑥によって播磨・紀伊、福井好行氏^⑦によって阿波、三友国五郎氏^⑧によって上野・下野・安房、水野時二氏^⑨によって美濃、片山才一郎氏^⑩によって伊予など、この立場から国府と条里との関係が考慮された。

これに対して、藤岡謙二郎氏は批判的で、自身が調査された伊勢・土佐などの場合、国府域の土地割がほぼ南北方向をとるのに対し、周辺条里の土地割は異った方位をとっていることを述べ、また米倉氏が例として挙げた若狭・越前などでは、国府址について米倉氏とは若干異なる位置を考定された結果、土地割の方位は一致するが、国府の位置と

条里の界線との間には、特に密接な関係は認められないとされた。

そして国府と条里との関係は、米倉氏の説に合致する場合もあり、またそうでない場合もある、と考えた方がよいとして、米倉説の一般性については疑問を投げかけられた^①。

米倉氏はまた、藤岡氏のこの批判に対しては、国府が先に建設されたものに条里と一致しないものが多いと思われる、と述べていられる^②。

また両氏の説とは別個に、鏡山猛氏は筑後において国府付近の土地割が正南北方位をとり、周辺の御井郡一般の条里の土地割が北約二〇度東の方位をとるのに差異が認められることを指摘し、この差異によって国府域の範囲を求めることの可能性を述べていられる^③。平野邦雄氏は豊前国府址を考定するにあたって、鏡山説に基づき、周辺条里と異なる方位を示す土地割のある区域に着眼して論を進められている^④。

筆者も諸先学の驥尾に付して、数カ国において調査を行い、また各国毎の国府研究者諸氏による研究調査の結果の教示を受けるに及んで、若干の知見を得たので、国府と条

里との関係についていささか論述してみたい。

- ① 米倉氏による総合的なものとして、「国府と条里」(『史学研究』五七)、「国府と条里・二」(『広島大学文学部紀要』九)があり、共に同氏の著書『東亜の集落』に収録されている。個別研究ではあるが比較研究的に価値の高いものとして、「近江国府の位置に就いて」(『考古学』六一八)、「紀伊国府考」(『紀州文化研究』三一二)などがある。
- ② 藤岡氏による全国的な研究としては、同氏編『国府の歴史地理学の研究』(抄報)、同氏著『都市と交通路の歴史地理学』の第二編、第一章「地方都市としての国府の歴史地理学」があり、個別研究としては「古代の政治地域と国府、郡家と関所——美濃国の場合——」同氏著『日本歴史地理序説』所収、「和泉国府を中心とした古代都市圏の歴史考古地理学的調査」(『考古地理学——歴史地理学紀要五』所収)、「古代東海三国の地域中心と国府の調査」(『立命館文学』二二三)などがある。
- ③ 発掘調査で国府域全域にわたるものでは周防、国府を中心としたものに和泉・伊勢・伊豆・近江・上野・陸奥(多賀城)・出羽(城輪柵)・越中・筑後・肥後・薩摩などがあり、特に近江国府址については、その主要建築跡がほぼ明らかにされた。滋賀県教育委員会文化財保護課『滋賀県栗太郡瀬田町三大寺(推定近江国府)遺跡調査概要』参照。
- ④ 条里制研究については、落合重信・佐伯有清両氏「条里制研究文献目録(昭和34年12月現在)」(『日本歴史』一四八)、落合重信氏「条里制研究文献目録補遺(昭和39年12月現在)」(『日本歴史』二二四)にほぼ網羅されている。
- ⑤ 前掲、米倉氏「国府と条里」。
- ⑥ 谷岡武雄氏「市川・夢前川流域における条里型地割の分布と飾磨郡条坊の復原——播磨条里の研究・第三報——」(『立命館文学』二二二)。

同氏著『平野の開発』収録。谷岡武雄氏「紀ノ川流域における条里」
(藤岡謙二郎氏編『河谷の歴史地理』所収)。

⑦ 福井好行氏「阿波の国府と其附近の条里」(徳島大学学芸学部紀要『社会科学』九)、同氏著『阿波の歴史地理・第一』収録。

⑧ 三友国五郎氏「関東地方の条里」(埼玉大学学芸学部紀要『社会科学』八)。

⑨ 水野時二氏「西美濃の条里遺構とその歴史地理学的考察」(愛知学芸大学地理学報告一五・一六)。

⑩ 片山才一郎氏「会治平野の条里と伊予国府」(『人文地理』二二—二三)、「伊予国府の位置」(『伊予史談』一七一、一七三)。

⑪ 前掲、藤岡氏「地方都市としての国府の歴史地理学的研究」。

⑫ 前掲、米倉氏「東亜の集落」二三五—二三六頁。

⑬ 鏡山猛氏「北九州の古代遺跡——墳墓・集落・都城——」一八三頁。

⑭ 平野邦雄氏「豊前の条里と国府——古代政治勢力の所在をめぐって——」(九州工業大学研究報告『人文・社会科学』六)。

二

まず、米倉氏が推論を試みられた前記諸国と、氏の説に従った他の諸氏による数ヶ国の国府について、その後においてより明確にされたものを挙げれば、前述の若狭・越前
の他に次の諸例がある。

尾張の場合 尾張国府の跡をとどめるものとして、稲積市に国府宮町があり、国衙の小字名と国府宮と呼ばれる総

社大國靈神社とが存在する。

米倉氏は中島郡の条里の界線を基準に、方二町の国庁を北辺中央におく方八町の府域を想定された。この場合、条の界線が府域の北縁を限り、里の界線が府域の南北中心線となり、国庁域内に国衙の小字を含むことになる。

一方、尾張の歴史地理的研究をつづけていられる水野時二氏は、最初は米倉氏の説に従って、小字国衙の付近一帯の土地割も条里のそれに従うものとして記述するところがあったが、^⑮その後の研究の結果、三宅川の河道に囲まれ、小字国衙を南辺中央に、総社を東辺におくほぼ方八町の地域の土地割が、北約九度東の方位を示して、ほぼ正南北方位をとる条里制土地割とは異なる事実を認められた。^⑯また国分僧尼両寺の遺構も条里制土地割に合致するようには思われないと述べていられる。

肥後の場合 熊本市出水町に国府の地名が残り、米倉氏はその本村を国庁址とし、方二町の国庁を中央におく方八町の府域を想定された。この場合、国府所在の託麻郡条里の界線は方二町とする国庁域の西縁と南縁をそれぞれ通ることになる。しかし、米倉氏自身のその後の調査では、条

里の土地割が北約五度西の方位をとるのに対し、国府域のそれがほぼ正南北方位となっていることを述べておられる。

更に松本雅明氏は、発掘調査によって国庁跡をほぼ米倉氏と同位置に確認され、その方位が北〇・七度西を示して、

託麻郡糸里の土地割と異なることを説明して、はじめに糸里があり、その上に別個に国府が建設されたものとしていられる。

播磨の場合 播磨国府の跡をとどめるものとしては、姫路市街の東部に国府寺町の地名と、播磨総社とがあるが、米倉氏はこの東方に、飾磨郡糸里を東西に区分する基準線が、北約二〇度東の方位をとつて通ることに注目し、この基準線とこれに直角に交叉する九方(坊)線との交点を中心に、方二町の国庁と方八町の国府域を想定された。谷岡武雄氏も糸里と国府についてはほぼ同様の考えを述べていられるが、糸里の復原についても、国府想定地も米倉氏のそれとは若干の差異があるようである。

藤岡謙二郎氏は姫路市街とその周辺地域にわたって、方位を異にする三種の土地割が認められることを指摘して、それらを糸里に対して、国府の条坊、城下町の町割がそれ

ぞれ異なることに起因するとし、糸里と国府の土地割が無関係であることを述べていられる。

尚、播磨国府址については若干の私見があるので後記したい。

備前の場合 現在岡山市域に入る旧上道郡高島村の地に国府市場の集落があり、国庁址とされる小字国長に国長宮が、その北方の祇園に総社が祀られている。これらの地上道郡に属していたのに対し、『和名抄』には「国府在御野郡」とあることから、その解釈をめぐって誤記説と郡界移動説とが行われてきた。両郡は旭川の河道を郡界としたものであるが、平賀元義氏の説以来は河道流路の変遷にともなう郡界移動説が重きをなしていた。すなわち、旭川の旧流路は国府の東をめぐっていて、国府域は御野郡に属していたとするものである。米倉氏もこの説に従って、旭川西岸に残る御野郡糸里を復原し、これを現在の東岸に延長し、その糸里の界線を基準に国府域を想定された。国長宮を含む方二町の国庁址を北辺中央にする方八町の地域である。この場合糸里の東西界線は府域の北縁となり、南北界線は国長宮のすぐ東を通ることになる。

一方、『岡山市史〔古代編〕』に条里、国府についてそれぞれ執筆した石田寛、巖津政右衛門両氏は、共に国府の位置について述べており、その想定位置は若干異なっているが、条里との関係については特に論及してはいない。ただ石田氏は御野郡の条里の復原の結果、その南北界線は米倉氏のそれより一町西にずれることを指摘している。石田、巖津両氏共に御野・上道両郡の郡界移動説をとるものであるが、後神三千子氏の最近の研究は、上道郡条里の土地割がそのまま国府址まで延長できること、特に平野南部においては土地割も坪付も明瞭であること、また国府城東方を流れる河川旧流路は認められるが、小流で郡界を作る本流とは考え難いことを挙げて、郡界移動説に疑問を呈し、『和名抄』の誤記と考定している。^{②③}この説に従った場合、国府と上道郡の条里界線との間の関係は特に認められないようである。

備前国府址に就いても若干の私見があるので後記したい。

豊後の場合 大分市古国府に印鑰社があり、この地が久多羅木儀一郎氏によって国府址と認定された。^{②④}米倉氏もまた、付近の大分郡条里を復原した結果、その界線がほぼ同所を通ることを認め、条里界線の交点を中心に方二町の国府

と方八町の国府城を想定された。渡辺澄夫氏^⑤、勝目忍氏^⑥もほぼ同様の国府址、国府城を想定していられる。筆者は現地調査の結果、印鑰社付近には条里的土地割が認められず、地形的に米倉氏の考える方八町の国府城を置くに足りないこと、これに対し、古国府集落の路村形態が中世以前にさかのぼりうる可能性を有すること、集落を横切る道路が五町の距離をおいてその両端がそれぞれ直角に屈曲すること、道路に沿って人工の濠状の窪地のあること、集落の一部に「細工所」の跡を思わせる樋口などの遺物が出土することなどを挙げて、古国府集落を中心とする方五町が国府城として適わしいことを述べた。^⑦この場合には土地割は条里と合致するが、その位置と条里界線とは特に関係は認め難い。

和泉の場合 和泉国府は府中の地名を残す現在の和泉市に五社総社があり、米倉氏に次いで藤岡謙二郎氏が更に詳細な研究・調査を行われ、国府城と国府址については米倉氏とほぼ同様の結論が得られた。ただし藤岡氏は国府の中心域が必ずしも条里の界線の交叉点を利用してはいないことを指摘していられる。^⑧また藤岡氏は域内の一部街路が

ほぼ南北方位を示して、北四二度東をとる糸里の土地割と異なることに注目し、『和泉市史』も同様の土地割の存在を指摘している。²⁹⁾

尚、米倉、藤岡両氏が共に国庁址として想定された御館山(御館森)の一部は、大阪府教育委員会によって発掘調査されたが、その結果、国庁跡と見なされるような建造物の遺跡は認められず、単に国府関係のものであろうと考えられる小建造物の一部が検出されたに過ぎなかった。ただし、この建造物の方位は、ほぼ糸里と同方位を示している。³⁰⁾

美濃の場合 岐阜県不破郡垂井町に府中の集落があり、従来より美濃国府址と考えられてきた。水野時二氏は米倉説によって糸里を復原し、その界線を基準に方八町の国府域を想定された。³¹⁾

一方、藤岡謙二郎氏は府中集落を南北に貫ぬく道路を朱雀路としてこれを中軸に、また国庁跡との伝承を有し、古瓦を出土する安立寺の位置を中心として、方八町の府域を想定されたが、この場合、その東西縁辺に沿って土塁跡と思われるのが見られることを報告していられる。

また、垂井町の市街の南方に同様に方格状土地割を示す

方八町域があつて、ここでも古瓦を出土することから、氏はこれを不破郡家と解し、駅路と相川を隔てて対象的位置に国府と郡家が対応して立地し、その中間に駅家を想定された。³²⁾

この場合、前述の水野氏の糸里の復原に従えば、水野氏が国府の中心線と想定された糸里の界線と、藤岡氏の国府朱雀路とは二町、郡家中心線とは一町の差を生ずることになる。

下野の場合 栃木市域東部に国府・古国府・大宮・惣社・印役などの地名があり、総社が祀られるが、かなり広範な地域にわたつていて、従来下野国府の遺址は明確ではなかった。伝承によれば、大字国府にある勝光寺の境内が国庁址とされており、一方、大島延次郎氏は地名を主として大字惣社地域に推定されたが、特に具体的な府域や国庁址については明らかでない。³³⁾

三友国五郎氏は関東の糸里を復原して、この地方の糸里の南北基準線と考えられるものが総社を通ることにより、米倉説によって、総社の南に国府址を考定された。³⁴⁾

筆者は、三友氏も指摘していられることであるが、大宮

の土地割が北約一五度東をとつていて付近一般の南北に走る土地割と異なること、しかも方八町のきわめて明確な区画を作ることに、道路が方八町域の中央を貫ぬき、その東西両縁で直角に屈折すること、印役（印鑰）の地名が近くにあること、前記勝光寺の旧地が方八町域の東に接して、勝光寺は他の諸国において国府にきわめて関係の深い寺院名と考えられることなどから、大宮の方八町域を国府域と考えた。尚、大宮の地名については大島氏も注意をうながしていられるところである。尚、国府関係地名が広範囲にわたっていることについては、国府の移転が考慮され、特に承平天慶の平将門の乱はその一契機であつたろうとした。

以上によれば、米倉氏と他二氏が国府を条里との関係において、その位置を考定されたもののうち、その半数は方位の差異が認められ、また条里界線と国庁址との関係の点でも、特別の関係は認められないとするものが多いようである。

- ⑬ 水野時二氏『尾張の歴史地理（上編）』六二～六六頁。
 ⑭ 水野時二氏『尾張国府図』（未発表）。

⑮ 前掲、水野氏『尾張の歴史地理（上編）』六七～六八頁。しかし、国分僧寺については、その後の発掘調査の結果は、ほぼ南北方位をとることが認められた。

⑯ 米倉二郎氏「九州の条里」（『九州アカデミー』一）。
 ⑰ 松本雅明氏「肥後の国府——託麻国府址発掘調査報告——」（『古代文化』一七—一三）。

⑱ 前掲、谷岡氏「市川・夢前川流域における条里型地割の分布と播磨国飾磨郡条坊の復原」。

⑲ 藤岡謙二郎氏「原始的國家の誕生と律令的官僚國家の完成」（浅香幸雄氏編『日本の歴史地理』所収）三九頁。

⑳ このことに關しては、『岡山市史（古代編）』所載の石田寛氏「岡山市域の条里」、巖津政右衛門氏「備前国府」にそれぞれ詳しい。

㉑ 後神三千子氏「岡山平野における古代景観の復原」（『立命館文学』二四六）。

㉒ 久多羅木儀一郎氏「豊後国府庁址」（『大分県史蹟名勝天然記念物調査報告書』八）。

㉓ 渡辺澄夫氏「国府時代」（『大分市史』上巻）。

㉔ 勝目忍氏「豊後の国府」（前掲、藤岡氏編『国府の歴史地理学的研究（抄報）』所収）。

㉕ 拙稿「古代集落と交通路——律令都市、特に国府の形態について——」（『社会科学』一）。

㉖ 前掲、藤岡氏「和泉国府を中心とした古代都市圏の歴史考古地理学的調査」。

㉗ 『和泉市史』第一巻、一四九頁。三浦圭一氏の執筆による。
 ㉘ 大阪府教育委員会『和泉国府跡発掘調査概要』。
 ㉙ 前掲、水野氏「西美濃の条里遺構とその歴史地理学的考察」。
 ㉚ 前掲、藤岡氏「古代の政治地域と国府、郡家と関所——美濃国の場合」。

合—」。

③ 『栃木県史蹟名勝天然記念物調査報告』第三輯、参照。

④ 大島延次郎氏「下野国府の所在地考」(『魚澄先生古稀記念国史学論叢』所収)。

⑤ 前掲、三友氏「関東地方の糸里」。

⑥ 前掲、拙稿「古代集落と交通路」。

三

この節においては筆者が自ら調査を試みた諸国について、検討をすすめてみたい。

筆者は国府、特に律令制盛行期の国府の遺址考定の一般的条件について若干述べたことがあるが、その項目のみを列挙すれば次のとおりである。

(1) 国内の中央部よりは都に近い側に偏心して位置することが多い。

(2) 国内の生産中心地である平野部にあり、周辺に糸里・制の遺構をみるところが多い。

(3) 駅路に沿う。

(4) 河川に沿う。

(5) 臨海国の場合、国津・国府津を伴う。

(6) 関係地名を残す。

(7) 関係社寺を伴う。

(8) 方五町〜方八町の府域内に条坊的方格状土地割を存する。

する。

(9) 国庁域及び国府域周縁に墨濠をめぐらすことがある。

(10) 遺物・遺跡の残存が認められる。

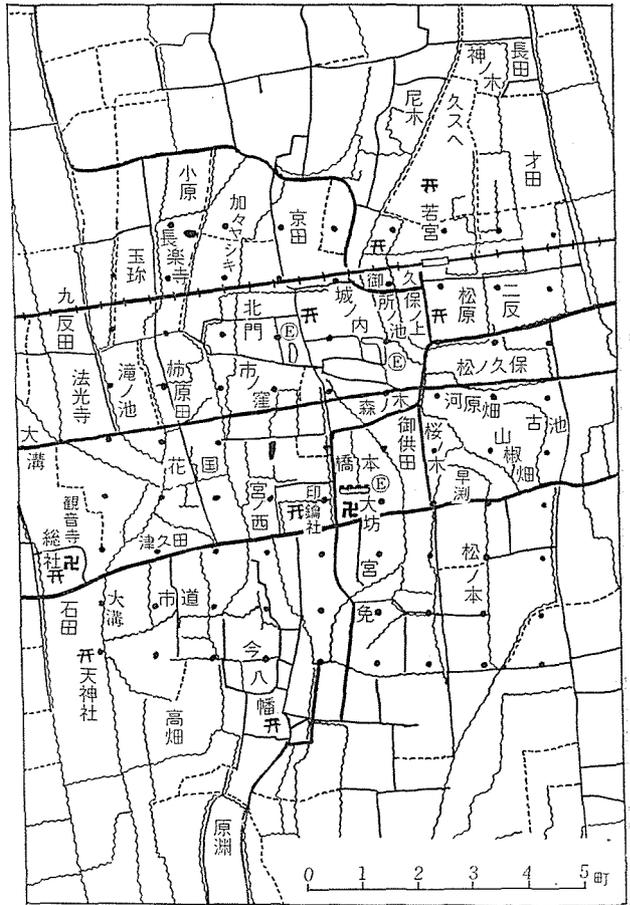
これらを総合して、その多くを充足する地に国府址を認定しようとするものであり、その認定地について糸里との関係を考慮した。

1 阿波の場合(第一図参照)

現在、徳島市域に入って府中(こう)の地名が残り、総社と印鑰社とが配祀され、近隣の地に国分両寺の遺跡も存在するので、国府址をこの地に求めることはまず問題のない事実である。

国庁跡としては、①字城ノ内・御所池付近、②字尼木付近、③印鑰社などが古くから想定されていた。

国府域については、田所市太・中井伊与太両氏により、印鑰社をほぼ中心として南北方位の方格状土地割を示す方



第1図 阿波国府址想定図

八町域が想定されたが、米倉説に従って条里制との関係から国府址を追求された福井好行氏は、北約一〇度西の方位をとる条里の土地割に合致しない田所・中井説を排された。氏は付近名方郡一帯の条里を復原し、一九条と二〇条の界線が、印鑰社地の東を通り、六里と七里の界線がいわゆる

北約一〇度西を示す条里制土地割に重複して存在することを認めた。この場合南北のそれが国府の条坊として適当なことはいうまでもない。田所・中井両氏の想定は、この南北方位の土地割を認めて行われたものと思われるが、福井氏は米倉説に則して、かえって誤まられたのではなからう

伊予街道となつて、十字路を作るこの交点を中心に条里土地割に沿う方八町域を国府域に想定された。しかし、この交点の北西の方一町（一九条七里六坪）を占める印鑰社地を国庁の西庁、北東の方一町（二〇条七里一坪）の大坊の地を東庁に擬定された。

筆者は空中写真、一万分の一徳島市地図、地籍図などによって、土地割を詳細に検討した結果、この地域一帯にほぼ南北方位をとる土地割が、

か。

なお、空中写真によれば、国分僧寺及び尼寺遺跡地にも糸里土地割と異なる、ほぼ南北方位をとる土地割の存在がうかがわれる。

これらの土地割の重複を考慮すれば、糸里制土地割の施行後、南北方位をとる国府、国分兩寺の占地が行われたと解すべきであろうか。前記福井氏が六条と七条の界線とした伊予街道は、国府域を斜めに横切っていることからみれば、糸里土地割が先行すると考えたい。

府域をどのように設定するかは、資料に乏しく困難であるが、字界や水路、また米倉氏が近江国府域の設定に当て注目された、府域の四隅に神社が配祀されたとする事象^④を参考にすれば、天神社を西南隅に、田所・中井説より北に二町ずらした方八町の府域を想定したい。

ただし、この場合、府域を方八町とする特別な根拠はないが、この土地割はほぼ東西八町、南北一二町にわたり、一般に国府域が方形とされるので、東西幅の八町を基準としたにすぎない。

府域の西縁は、ほぼ大溝と呼ばれる灌漑水路によって限

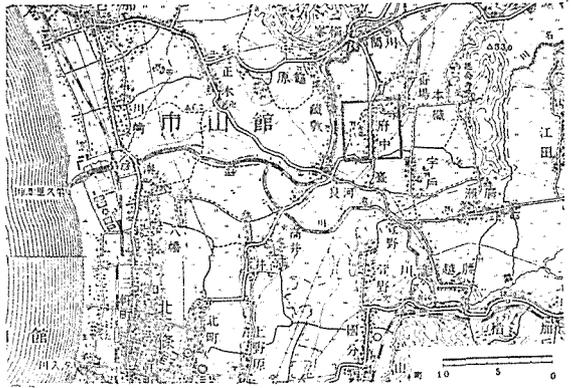
られているが、その西限にあって総社(惣社八幡と称する)を境内に祀る観音寺から、その北の字法光寺にかけても、一部に府域土地割の延長が認められる。

国庁跡としては、筆者は徳島市役所国府支所保管の地籍図に認められる竹藪(現存しない)が、前述の南北土地割にそって三ヶ所(第一図^⑤)にあり、その東西の間隔が二町、南北が三町あることに注目した。国庁の築垣の遺存を思わせるからである。これを国庁域とすれば、その南前面に印鑰が、北背面に字城ノ内の国庁比定地がある。城ノ内では建物の基壇に使用されたと思われる凝灰岩が出土することから、国府町教育委員会によって「国府庁址」の標柱がたてられているが、国庁址でないとするれば、国司館とも考えても妥当な関係配置となろう。

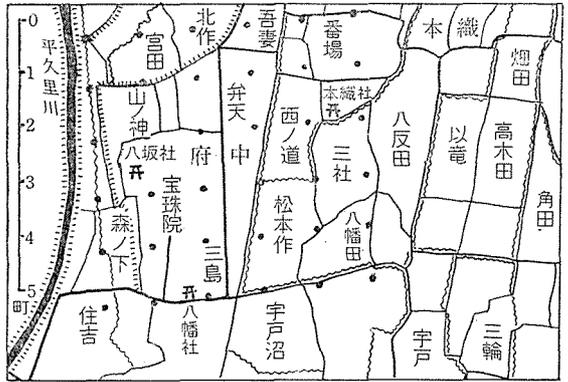
想定府域内における遺物の残存については十分に明らかにされていないが、現地在住の藤井哲四郎氏の御教示によれば、前記の凝灰岩以外では、府域西北隅に近い字長楽寺より布目瓦・土師器などを出土した由である。

2 安房の場合(第二図参照)

安房国府は『和名抄』に「国府在平群郡」とあり、千葉



第2-1図 安房国府とその周辺



第2-2図 安房国府址想定図

県館山市北郊の安房郡三芳村に大字府中があり、旧の平群郡に属することより、古くからこの地に比定されていた。

この周辺地域には条里制土地割の遺構が分布しており、三友国五郎氏の論説や『千葉県史料(原始古代編)安房国』などに、その研究・調査・復原が行なわれているが、この平野を弧状に走る砂丘列や丘陵などによって分断されてい

る。その土地割の方位は地域によって若干異なるが、大部分の地域では北約八度東を示しており、三芳村域の土地もほぼこれに属している。

三友氏は米倉説に従って、条里を復原して国府の位置を求めれば、現在の府中部落の南端がその位置にあたる、とされている。

さて、府中部落は平久里川(湊川ともいう)に沿う砂丘上に立地するが、集落は館山より上総方面に通じる道路に沿って約五町の路村を作っているが、その方位は北約三度西を示しており、

周辺条里のそれとは異っている。この道路は集落の南端において直角に西折し、また北端においては東北に斜折している。この道路を軸として東西に各二町半ずつの方五町域をとれば、その東縁は田間の小径に合致し、西縁は平久里川に面する段丘状の崖線にほぼ合致する。ただし、その西北隅は平久里川の旧流路によってけずられていて、整正方

形とはならない。

この内域を一町毎の方格状区画に照合すれば、所々にそれぞれこれに合致する土地割線を認めることができ、また路村部の集落も道路の両側にそれぞれ約半町ずつを占めていて、豊後国府のそれにきわめて類似している。ただし、路村形そのものは、集落が多く砂丘上に立地するこの地方では一般的な形態で、府中集落特有のものではない。

集落の東方は低湿地で水田地帯となっているが、方五町域内に属する部分に、北約八度東方位をとる糸里制土地割との重複が認められ、二種の土地割が異った時期に施行されたことをもがたっている。

二種の土地割の先後は、にわかには決定しがたいが、国府域内に糸里制土地割を施行したとは考えがたいので、阿波の場合と同様、糸里制土地割が先行したと考えられよう。

国庁跡との伝承を有する宝珠院は、府域の西側中央の区域を占めて南面しているが、特に遺跡・遺物は明らかでない。その西北部に八坂神社が祀られ、鎮守となっている。

集落の南端中央よりやや西によって、八幡を祀る小祠があるが、国府八幡の名残りであろうか。また域内西北隅の

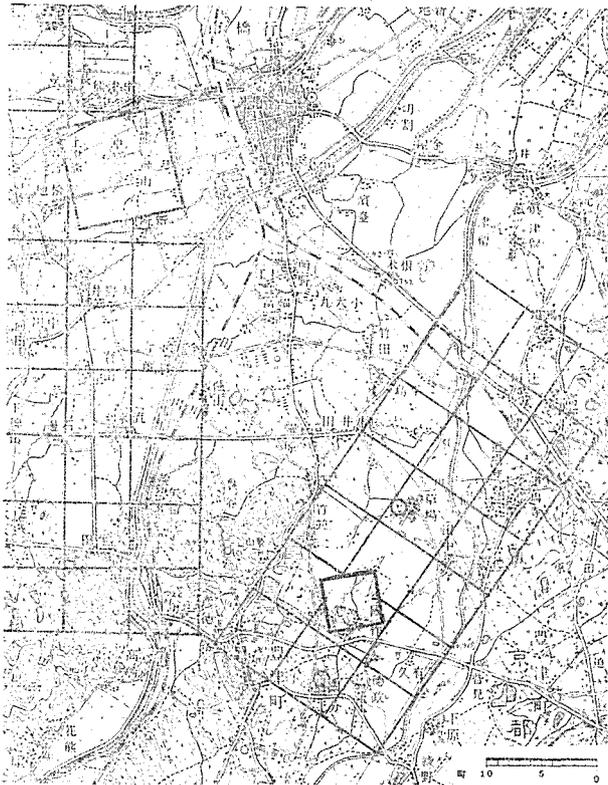
一画は宇山ノ神で、特に社祠は見当たらないが、近江国府の東南隅に山神の小祠があったとされるのに対応される。それらの位置は両国府域内の最高所にあたるのである。想定府域東北隅にあたる字番場には本織神社が祀られるが、東南隅には字八幡田、西南隅には住吉と神社に関する地名は残るが、特に社祠は認められない。しかし、諸国に認められるような総社は存在せず、その遺址も全く不明である。国分寺址は府中の南約二キロメートルの館山市国分に比定されている。

想定国府域に沿う平久里川は小流ではあるが、河口より三キロメートル余にすぎないので、水運に利用し得たと思われる、河口にあたる館山市湊は国府湊であったと考えられよう。この地の鶴谷八幡宮が府中八幡宮を遷したものとされているのも、国府との関係の深いことをもの語るものであろう。また対岸の正木は旧は白浜郷と称され、『延喜式』の白浜駅の一比定地であるが、いずれもこれらの地が水陸交通の要地であったことは明らかである。

以上によって考定した安房国府址においても、国府と糸里の間には特に深い関係は存在しないと認められよう。

3 豊前の場合(第三図一・二参照)

豊前国府については、『和名抄』に「国府在京都郡」とあるが、仲津郡に属する国分寺の近くに総社が祀られることより、ここに国府を求める考えが一般で、『和名抄』の記述は誤りであろうとされてきた。



第3-1図 豊前国府諸想定地と国分寺

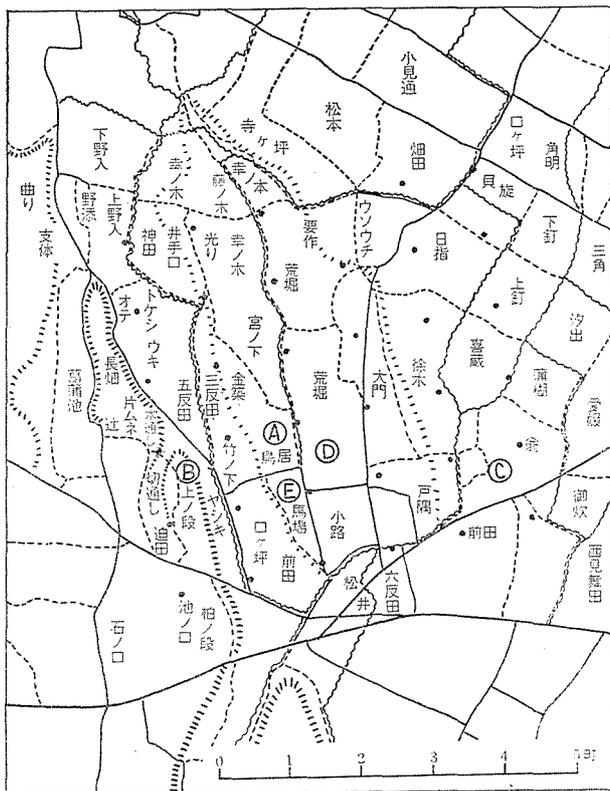
平野邦雄氏は、京都郡に属する津熊(現在、行橋市に含まれる)付近のほぼ一〇町四方ばかりの地域が、南北方位をとる条里制土地割に対して、北約一五度西の方位をとることに注目し、同地に祀られる恒富八幡を国府八幡と解し、またこれが条里の基線にあたると思われることから、この

地に初期の国府を想定し、後に仲津郡草場(現在、行橋市に含まれる)に移転したとする、きわめて興味深い見解を発表された。

これに対し、米倉氏は南北方位をとる条里制の土地割に対して、国府域が西偏方位をとることの意義に疑問を提しているが、同様の例は前記したように尾張に認められ、また筆者の考定による下野の場合もある。

しかし、豊前における平野氏の説については、筆者はまた別の疑義を抱いている。第一には『和名抄』の国府所在郡に對する解釈である。氏は『豊前志』と同

様に、当初国府は京都郡にあり、後に仲津郡に移転したと考えられた。筆者は『和名抄』の記載を、一般にいわれるように古い時代の記録にもとずいたものであるとか、特に誤記が多いとは考えない。これについては概述したことがあるが、山城国府の例からみれば、少くとも貞観三(八六



第3—2図 国作に想定する豊前国府址

の關係位置や地名などを考慮して、奈良時代に仲津郡にあり、平安中期には京都郡内に移っていたとするもので、平野氏とは逆の立場となるわけである。第二には平野氏が津熊を国府址と考定された根拠についてである。

(一) 年以降の国府所在地を記したものと考えられるのである。池辺弥氏^⑧によれば、『和名抄』の郷名も九世紀頃の状態を示すものとされ、同様の結果を示している。しかし、九世紀中頃から以降に移転して新設された国府は、律令制盛行期の初期の国府に比して、その機能も規模もいちじるしく縮小し、したがって遺跡として残ることも比較的少いために、『和名抄』の国府所在郡と国府遺跡地との異同について疑義を生ずる結果となったのであろう。この観点から筆者は甲斐国府の移転について論ずる処があった^⑨。

豊前国府の場合においても、国分寺と

氏が最も注目された土地割の差異は、必ずしも国府のみに特有の現象ではない。例えば、正倉院文書としてその絵図面が残る東大寺領越前国道守荘は、弥永貞三氏の研究ではその条里は越前国足羽郡域に一般の、南北方位をとる条里の延長に合致するように復原されたが、絵図面と現地形とを詳細に対比すれば、若干西に偏位し、付近条里と合致しないとする方が妥当のようである。近年、福井大学を中心とする発掘調査の結果も、偏位の状態を示している。^⑭

また肥前の条里については米倉二郎氏の復原があるが、佐嘉郡の巨勢地区はほぼ南北方位をとる周辺一般の土地割に対して、約二〇度西偏した方位を示している、大縮尺の地図や空中写真に明らかなどころである。これは『和名抄』の巨勢郷、また後世の巨勢荘にあたると思われるが、この偏方位地域こそが、郷域・荘域を示すものであろう。

このように郷荘域が周辺条里と異なる方位の土地割を示すことも考えられるので、津熊の場合も、これは延久四(二〇七二)年の文書^⑮に現われる宇佐神宮領津隈荘にあたり、道守荘などと同様に社寺の経営開墾による一円荘園と考えることもできるからである。

津熊の地が諸川合流の低湿地にあり、平野氏の想定する古代の海岸線に近く、条里地帯の低位限界付近にあることもその可能性が大きい。

一般に平野部にある国府は、川に沿って溪口部に近く位置するものが多いようである。

また、恒富八幡が条里の起点に当るとする平野氏の見解であるが、条里復原の資料が西谷に八条の字名が残ること唯一つであることは、近來条里の復原が進むにつれて、条里と坪付の呼称順序が必ずしも原則通りとはしない例も報告されていることよりすれば、ややその復原の確実性が薄弱とならざるを得ないようである。

古代政治勢力や交通路と国府との関係についての平野氏の論は、きわめて興味深いが、国府址考定の直接的根拠は、恒富八幡を国府八幡と認める点にのみかかつていて、不十分と思われるのである。

さて、仲津郡にあったとする国府跡については、『豊前志』以来、草場に在庁屋敷という地名があつて、これが国府の跡であるとする説が一般であり、平野氏も平安期の国府を一応この地にあてていられる。しかし、平野氏の調査

によれば、その地名は存在しない由である。

一方、『豊前遠鏡』で、国作に御所という地名があつて国造の居所であつたとの伝承があることを記している。米倉氏も国作に惣社があり、一帯の土地割が北約三五度東方位をとる被川流域の糸里制土地割に対して、ほぼ南北方位をとることを指摘していらる。^⑤

豊津町役場保管の大字国作の地籍図によれば、前記の御所の地名は現存しないが、小路・馬場・大門・幸本などの小字名が認められ、総社(惣社八幡と称している。第三一二図A)とその西方に貴布弥神社(第三一二図B)とが祀られている。

この地域の土地割は北約一〇度西方位をとるものであるが、方格状土地割は明確ではない。府域としては一応方五〜六町が想定されるが、その東縁は不明確である。小字翁に小さな社がある(第三一二図C)が、東縁に置かれた小祠の名残かとも思われる。空中写真の実体視と現地観察の結果、小字小路から荒堀、馬場から鳥居・宮ノ下・幸ノ木にかけての地域が、わずかに高くなっているが、筆者は字荒堀の南端(第三一二図D)と、総社の南側字馬場の小高い畑地(三、

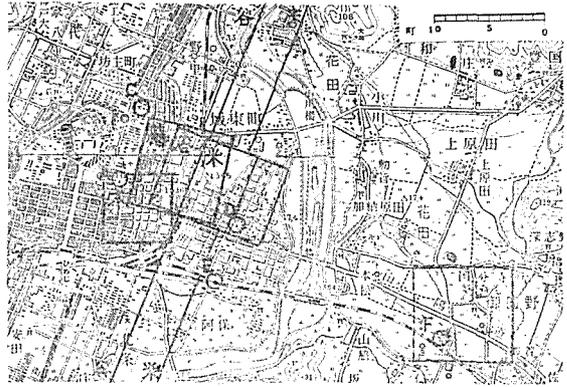
二図E)より、多数の土師器・須恵器の破片を採集した。宅地となつている字小路を中心に、字馬場と荒堀の遺物散布地を含む地域を国庁跡と想定すれば、府域の南端に近いが、北に傾斜する全体の地形からみて、適当な地と考えられる。^⑥

国作地域一帯を含む被川流域の糸里についても、平野氏の復原があるが、その界線と前述の想定国府や国庁との間には、特別の関係は認められないようである。もちろん、方位は全く異つている。

4 播磨の場合(第四図一・二参照)

播磨国府の位置については、前述したように米倉・谷岡・藤岡の諸氏による研究があるが、筆者はまた若干異なる見解を有しているので述べてみたい。

国府の所在する飾磨郡の糸里は、北二度東の方位を示すのに対し、姫路市街の街路には、北一六度東と北六度東の方位をとるものとが認められるが、その前者は城下町一般の街路と思われる。後者は旧城下町の東南隅に当る、ほぼ方六町の地域で、町の最外側をめぐる防禦線をつくつていたと思われる小流を東縁に、北辺は国府寺町、西縁は中鳥町の通りとなるが、南辺は不明確である。筆者はこれを



第4-1図 播磨国府・国分寺と条里基準線

では方格状区画に沿っていた。濠をめぐらした廓内に播磨総社が祀られているが、今里幾次氏によれば、その西方地域に本町遺跡と呼ばれる古瓦や土器類の出土地(第四一二図A)があり、その瓦の最古のものは国分寺創建以前のものもあるが、その多くは国分寺と同系のものと認められる。氏は播磨国司の統制下におかれた公立寺院などの施設であ

国府域とし、その域内に認められる方格状街路を、条坊の遺存と考えた。

この地域の西北隅は、後世の姫路城域内に入り、その外濠によって限られていたが、現在は埋められてしまった濠も、こ

ったと考えていられる。これを国庁または国司館などの遺跡とし、姫路城外濠の一部はその周濠を利用したとみることもできよう。しかし、このように国庁が国府の一隅を占める例は他に見られないことであり、一般例よりすれば北辺中央で、ほぼこれにあたる坂田町の街路(第四一二図B)において、筆者は須惠器片を採集した。

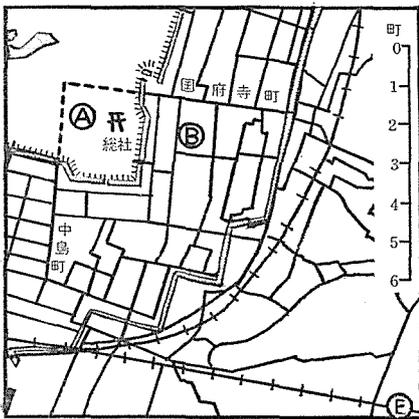
尚、総社は旧は現在地の北方約七町の椰本(第四一三図C)にあったものが、天正頃に現在地に移ったとされているが、移転に当って国府の旧地がその遷座地としてえらばれたものであろう。

また鎌谷木三次氏によれば、現在、

市の東方にある九所御

霊社(第四一三図D)も

総社と同所の射楯兵主



第4-2図 筆者による国府想定地の明治初年における街路形態

神と合祀されたことがある^⑤とのことであるが、御霊社も国府内に祀祭されることの多い神社であることは太田亮氏の研究に詳しい^⑥。

想定国府域の東南方、市之郷宇辻ヶ内にあつて、奈良前期の瓦を出土し、塔の心礎と土壇を有していた市之郷廃寺(第四二圖^⑦)は、国鉄山陽本線の拡張工事によつて、遺跡は壊滅し、現在は薬師堂の小堂と塔心礎とを、場所を変えて残すにとどまるが、鎌谷氏の調査によるその土地割^⑧を、鉄道敷地拡張前の状態を示す姫路市土地宝典に対比すれば、その寺地のみが、ほぼ南北方位を示して、糸里土地割をとる周辺地域と異なることが認められた。

今里氏はまたこの古瓦が、白鳳に始まり、奈良後期以降においては国分寺と全く同系列のものを示すことから、国府ときわめて密接な関係を有する寺、角田文衛氏のいわゆる国府寺と考定された^⑨。国府寺の寺名は、角田氏が天武一四年三月詔の「諸国每家作仏舎」を解して、国分寺の前身に当るものとして提唱されたものであるが、家永三郎氏はむしろ後世に用いられた寺名であるとされた^⑩。

しかし、寺名はともかくとして、筆者の知り得たところ

では、諸国に国府跡に近接して、国府と同じ土地割にのる奈良前期の寺院址が存在する例はかなり多く、国分寺設置以前における地方官寺の存在をうかがわしめるものがある。尚、国府寺町には国府寺の寺名を遺す寺院は存在しないし、その遺跡も明確ではない。

米倉氏と谷岡氏による飾磨郡糸里の条の基線は、東西に若干の差異があるが、共に想定国府域の東を通ることになり、特に密接な関係は認め難いようである。もちろん土地割の方位は全く異っている。

ただ、両氏が述べていられるように、飾磨郡を東西に左右の条に分ける基準線が国府域を通ることは、国府の設置以後に糸里の呼称法が、国府に最も近い糸里界線を基準として行われたとする見解がなりたつてであろう。この場合、その土地割は国府設置以前に存在したものと考える。土地割も国府設置以後とすれば、呼称も土地割も国府を基準に行われる筈であろう。糸里制の施行に当つて、土地割とその呼称は心ずしも同時期ではなく、土地割が呼称法に先行するとされることから、以上の考えはなりたつと思われ

筆者は更に国分寺(第四一図⑤)付近の土地割が、北一度西の方位をとつて周辺条里と異なることに注目した。この土地割については、谷岡氏は条里制施行以前の早期的な水田経営が考えられるとしていられるが、その土地割を詳細に

検すれば、一部に土地割の重複する部分があり、必らずしも谷岡氏の言うように、南北土地割が周辺条里より古いとは考えられない。たまたま、その古い土地割の地域が国分寺地の選定に利用されたことは、国分寺立地条件の制約から考えて偶然に過ぎるようであり、むしろ国分寺の設置に伴つて、その周囲の土地割を改変して、寺領としたと考える方が妥当ではなからうか。例えば肥後の場合、国分寺の寺地が方八町^⑥、また土佐の場合は方六町^⑦あったとする伝承があるが、当地の場合もほぼ方八町にあたるからである。

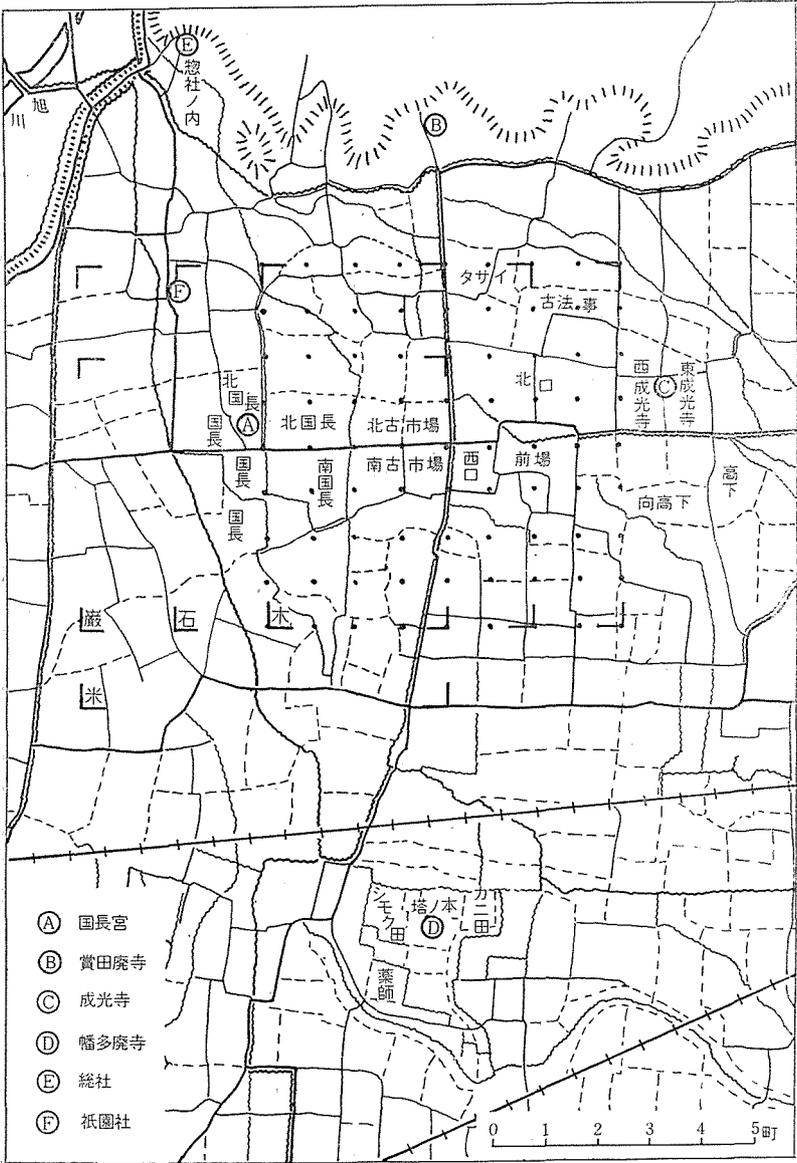
このように、国府と国分寺付近が周辺一般の条里と異なり、南北方位をとる例は、谷岡氏が述べていられるように、甲斐の場合にも同様^⑧であり、筆者もまたこの点から甲斐国府址の考定を行つた。^⑨播磨における国府想定地と国分寺周辺の土地割の方位には、約七度の差があるが、もとより兩

者の設置は同時期ではなく、国府が先行し国分寺が後に続くと考えられるので、その時期的差異により若干の差を生じたものであろう。

5 備前の場合(第五図参照)

備前国府址については、前述したように多くの考定が行われ、現在は岡山市に属する旧高島村の大字国府市場の国長宮付近に求めることは、諸説の一致するところである。

ただし、この地が旧は上道郡に属しており、『和名抄』に「国府在御野郡」とあることの解釈には諸論がある。筆者は、豊前の場合に述べたように、その記載は九世紀中頃以後の状態を示していて、必らずしも当初よりの国府の所在を示すものではないと考えるので、後神氏と同様に、特に郡界の変動を認める必要はない。ただし、後神氏は『和名抄』の誤記とされたが、これも筆者の説では特に誤記とするには当たらない。九世紀後半より『和名抄』の編纂された一〇世紀中頃までの一時期に国府が御野郡にあったと考定できるからである。もっとも、御野郡に当時の国府址を考定しない限り、明確な発言はできないが、同様の状態を示す他の諸国の例から類推しているものであって、



第5図 備前国府址想定図

(米—米倉，巖—巖津，石—石田，木—木下いずれも方8町の想定府域の西南隅を示す)

豊前の場合もふくめて、『和名抄』国府所在郡と国府遺跡地との異同については、更に調査して詳論を加えたいと考えている。

高島にある国府址については、土師・須恵を多く出土し、国庁宮と考えられる国長宮(第五図④)を祀る字国長の地を中心に、米倉氏をはじめ、石田、巖津氏などの復原があり、いずれも方八町を想定するものであるが、米倉氏と巖津氏は南北に二町、石田氏と巖津氏は東西に二町、それぞれ異なる想定地を示していられる。

筆者は岡山市提供の三〇〇〇分の一都市計画用地図に、岡山市役所保管の地籍図によって字界・字名を記入した結果、米倉・巖津両氏が国府の南北中心線と考えられた、国長宮のすぐ東を通る土地割線が大字界をつくり、その西側が国長宮域を除いて、わずかに低地となることに注目した。また、この大字界が国府市場を東西に貫通する中近世の山陽道を軸にして、それぞれ北と南に三〜四町のほぼ対称的な位置で、いわゆる隅丸的な状態を示して東に曲ることに興味をひいた。筆者はこれらの地点をそれぞれ国府域の北西隅・南西隅にあたるものと考え、方八町の府域を想定し

た。その結果、字西口の高島小学校の北西にある十字路が中心位置となり、ここを南北に通る道路が南北中心線、いわゆる朱雀路となることになる。ただし、この場合、国庁は北辺中央ではなく、西辺中央に考えることになる。山陽道が作る東西中軸路を讃岐国府の例に従って青竜路^⑤と呼ば、この両側にそれぞれ北国長・南国長の字があるからである。ただし国長宮は府域外に出ることになるが伯耆国府における国庁裏神社^⑥の例のように国庁の鎮守社のみを府域外においたとしてもよいし、また国庁域の一部が方形より突出する例も豊崎卓氏による常陸国府の復原図^⑦に認められている。

次に朱雀路を北方に延長した山麓部に、奈良前期を上限とする古瓦を出土する賞田廃寺(第五図⑧)の遺跡がある。この遺跡の性格は発掘調査の行われていない現在では、にわかには明確にし難いが、その位置的関係よりみて、国府と無関係とは考え難い。心礎が発見されていないことよりすれば、必ずしも寺院址とみなす必要はなく、なんらかの官庁址と考えることも可能であろう。地形や国府域との関係位置からみれば、小倉豊文氏の発掘調査による、安芸

の府中町下岡田古代官庁遺跡にきわめて類似する。同遺跡は小倉氏によって駅館もしくはその他の官庁と想定されたものである。

また、想定府城の東外側、青竜路の北側に、東・西成光寺の字名を称する約方二町の地(第五図㉔)があつて、寺院址との伝承があり、奈良前期とされる古瓦を出土している。遺跡の詳細は未詳であるが、地名・伝承などから考えて寺院址とみてよいであろう。その位置からみれば、甲斐の寺本廃寺^㉕や播磨の市之郷廃寺と同様に国府との密接な関係が考慮されよう。

尚、成光寺に関する古文書で西大寺に残るものがあるが、その中の観応二(二三二)年の文書に「捌町土居」の語があり、周防国府でいう「土居八町」に対応される。その位置は不明であるが、方八町を想定する国府城の周縁を限る土居と考えてよからう。

更にこの国府址想定地について、もう一点の注目すべきものをあげれば、ほぼ正南北方位をとる糸里や、国府城の土地割に対して、北約一〇度東の方位をとる土地割が一部に重複して存在することである。この土地割はあまり明確と

はいえないが、空中写真や三〇〇〇分の一地図によってたどれば想定国府城より南方約一〇町の赤田にかけて認められるもので、朱雀路も中央の十字路以南はこの土地割にのり、また赤田の字塔元にあつて、奈良後期の古瓦と塔心礎を残す幡多廃寺^㉖(第五図㉕)の周辺土地割もこれに合致する。

このことは、奈良前期には正南北方位をとった国府城が、奈良後期には何らかの目的をもつて、北約一〇度東の方位をとる土地割に改変しようとしたものと考えることができ。これは、藤岡氏が述べているところの多賀城の土塁線が、それぞれ方八町にわたり二重の方位をとつていて、正南北の土塁が古く、北一〇度東をとるものが新しいとするものに全く類似するものである。また前記した尾張国府城が北九度東、下野国府城が北一七度東の方位をとつて、ほぼ正南北方位をとる周辺の土地割と異つていることにも関連するように思われる。また鳥取県岩美郡国府村大字庁に比定される因幡国府址にも、正南北方位をとる周辺糸里に合致する土地割に対して、一部北約一三度東をとる土地割の存在が認められ、これも類似の状態と考えられる。

さて、高島に比定される備前国府址に対して、後神氏は

『延喜式』の駅路が通過していないことより、これを平安中期以後のものとし、以前の国府を他に求むべきことを述べられるが、確かに一般的には国府域またはその付近を駅路が通過するのが原則のようである。ただし後神氏のようにこれを後世のものとするのは、前述した関連遺跡や遺物の点から考え難い。また、一般的な国府の位置比定の原則にはずれれることは、これも特に他の諸氏のふれていない点であるが、高島の位置が備前国内の中心よりずっと西に偏していることである。もちろん、この地は備前国内の生産中心地ではあるが、一般的に国府は一国内の位置としては、中心より都に近い側に偏することを浅香幸雄氏は指摘していられる。^⑤

以上の二点に関しては、一応次のように解したい。すなわち、この備前国府はかつて分国以前の吉備国府であり、当時は駅路も同地を通過していた。分国後、備前の国治を管し、駅路はその後に転移したとするものである。もっとも、駅路との関係については、海上交通との便を考慮して平野部に設けられた国府に対し、山間を通る駅路からは分岐路で連絡されたと考えることができるかも知れない。藤

岡氏の指摘する但馬の場合にその例がみられる。^⑥ 吉備国府については、石田氏が述べられたように、国府域にタサイの地名が残り、これを大宰として、吉備大宰に關係ある地名と考えることから、その可能性は強いと思われる。

^⑤ 拙稿「国府跡研究の諸問題——甲斐国府跡をめぐって——」(『文化史学』二一)。

^⑥ 国府関係の神社としては最も重要であるが、国司が国内諸社の巡拝、奉幣の便をはかって合祀したものとされ、国府に近く府域外に位置するものが多い。太田亮氏「国府・国分寺関係の神社」(角田文衛編『国分寺の研究』上、所収)参照。

^⑦ 通常インニヤクと呼ばれ、国司の權威を象徴する正印と府庫の鍵鑰とを神格化して祀ったもので、国庁付近にあったと考えられる。前掲、太田氏「国府・国分寺関係の神社」参照。

^⑧ 中井伊与太氏「阿波の国府址」(『徳島毎日新聞』紙上に発表)。

^⑨ 田所市太氏「阿波国分寺」(角田文衛氏編『国分寺の研究』下、所収)。

^⑩ 前掲、福井氏「阿波の国府と其附近の条里」。

^⑪ 前掲、米倉氏「近江国府の位置に就いて」。

^⑫ 前掲、三友氏「関東地方の条里」。

^⑬ 前掲、拙稿「古代集落と交通路」。

^⑭ 前掲、米倉氏「近江国府の位置に就いて」。

^⑮ 『豊前新大鑑』『太宰管内志』『豊前志』『豊前遠鏡』『大日本地名辞書』『大日本地誌提要』『京都郡誌』など、白石寿氏「豊前国府について」(『美夜古文化』一七)に詳しい。

^⑯ 『豊前志』に「草場村に在庁屋敷と称う処あり。是れ国府の蹟なる

べし。」とあり、『豊前新大鑑』『地名辞書』『地誌提要』などもこれをとっている。

48 前掲、平野氏「豊前の糸里と国府」。

49 前掲、米倉氏「九州の糸里」。

50 前掲、拙稿「国府跡研究の諸問題」。

51 地辺弥氏「和名抄郷名について」(同氏著『和名類聚抄郷名考証』所収)。

52 前掲、拙稿「国府跡研究の諸問題」。

53 弥永貞三氏「奈良時代の貴族と農民」一二五—二八頁。

54 大西青二・小林健太郎両氏「東大寺領越前国守庄の発掘調査(発表要旨)」(『人文地理』一九—三)。

55 米倉二郎氏「肥前平野の糸里」(『地理学論叢』五)。

56 『宇佐大鏡』。

57 たとえば、日野尚志氏「筑前国穂浪郡の糸里と郡家および屯倉」(昭和四一年度人文地理学会大会研究発表)によれば、この地に近い地域において、原則に反する例が認められている。

58 前掲、米倉氏「九州の糸里」。

59 国府域内における国庁の位置は一定せず、北に傾斜する近江の場合、発掘によって確認された国庁遺跡は、方八町の中央より南部に位置し、かつ南面している。

60 今里幾次氏「古瓦からみた播磨国府寺」(『兵庫史学』三三)。

61 鎌谷木三次氏「式内射楯兵主神社と播磨国総社の研究」六四—八三頁。

62 同前書、八七—九三頁。

63 前掲、太田氏「国府・国分寺関係の神社」。なお、近江においては、国庁城を方二町とした場合、その東北隅のいわゆる鬼門にあたる位置にある。拙稿「近江国府址について」(『人文地理』一八一—三)参照。

64 鎌谷木三次氏「播磨上代寺院址の研究」『市之郷庭寺』の項。

65 前掲、今里氏「古瓦からみた播磨国府寺」。

66 角田文衛氏「国分寺の設置」(同氏編『国分寺の研究』上)。

67 家永三郎氏「国分寺の創建について」(『建築史』一一四)、『上代仏教思想史研究』所収。

68 前掲、拙稿「国府跡研究の諸問題」参照。

69 坂本経堯氏「肥後国分寺」(角田氏編『国分寺の研究』下)参照。

70 『長曾我部地檢帳』に「国分寺方六町之權ノ内……」とある。

71 須藤賢・谷岡武雄両氏「甲斐糸里の諸問題——甲府盆地の歴史地理的研究(第一報)——」(『地理学評論』二四—四)、谷岡武雄氏「平野の開発」二五六—二五七頁。

72 前掲、拙稿「国府跡研究の諸問題——甲斐国府跡をめぐって——」。

73 前掲、後神氏「岡山平野における古代景観の復原」。

74 前掲、『岡山市史』古代編、二九—頁。

75 同前書、三三—三三八頁。

76 坂出市教育委員会の川畑勉氏の御教示によれば、国府城を東西に通る巾九尺の道路を、青龍と称する由で、地形上東面すると思われる国庁に達するものである。これを中軸とすれば、府城は方六町が適わしい。藤岡氏『都市と交通路の歴史地理学的研究』二九—三〇頁参照。なお、讃岐においては、国府と糸里の土地割は合致して、北三度東の方位をとっている。

77 安藤重良氏の調査によれば、伯耆国府址は倉吉市西郊を流れる国府川の西岸の低地にあり、国庁の地名が残る。その北方約四町の台地上に国庁裏神社があるが、地形的に見て府域外にあると思われる。

78 豊崎卓氏作図「常陸国府跡」(『常陸国府推定復原図』(『図説日本文化大系』(四)七六頁所収)。

79 前掲、『岡山市史』古代編、四〇—四〇六頁「賞田院寺跡」の節。

80 府中町教育委員会・府中町重要文化財保護協会「府中町下岡田古代

- ⑤ 前掲、『岡山市史』古代編、四一三～四二〇頁、「成光寺跡」の節。
- ⑥ 前掲、拙稿「国府跡研究の諸問題——申妻国府跡をめぐって——」。
- ⑦ 前掲、『岡山市史』古代編、四〇六～四〇九頁、「幡多庵寺跡」の節。
- ⑧ 前掲、藤岡氏「都市と交通路の歴史地理学的研究」、四八～五〇頁。
- ⑨ 浅香幸雄氏「国府の位置と相模国府の三選」、『地域の變貌——歴史地理学紀要二』所収。
- ⑩ 前掲、藤岡氏「都市と交通路の歴史地理学的研究」二七～二八頁。
- ⑪ 前掲、『岡山市史』古代編、二九一～二九二頁。

四

国府と条里との関係について、具体的に諸国の例について検討を試みたが、その問題点は、(1)条里と国府の土地割の異同、(2)条里界線と国府の位置、の二面に分けて考えられるので、それぞれについて総括的に論じてみよう。

1 条里と国府の土地割の方位(第一表参照)

土地割の問題については、現時点においてその関係が識別できると思われる諸国の方位を表示してみた。尚、国分寺についても石田茂作氏が、条里と同じ土地割にのるべきであると記述されているので、同様に検討を加えてみたい。

全国的にみた場合、国府の考定は未だ十分ではないこと

は最初に述べたところであるが、方数町に及ぶ広範な地域を占めるので、その具体的な復原はできないまでも、地名・関係社寺などによって大略の位置は想定できるので、土地割の方位は地図上において比較的容易に識別される。

これに反して、国分寺の場合には、比較的に遺跡が明瞭で、具体的位置を明確にされているが、その伽藍と寺地の示す方位は、方二町以下の小範囲の地域なので、地図上では識別し難く、発掘調査の結果示される方位も磁針によるものが多いので、厳密な方位はまた明確でない。

まず、条里と国分寺との関係についてみれば、その方位が合致するものは二七例中一六例(五九・三%)、合致しないものは一一例(四〇・七%)で若干合致例が多い。しかし、条里の方位が北から東西にそれぞれ一〇度にみたない浅い角度の場合には、一五例全部が条里に合致し、一〇度以上傾く場合には、一二例中一例が合致するのでは他は合致しない。

国分寺の場合は、一〇度以内の許容範囲を以て、その伽藍と寺地は南北方位をとるようにしたことがかがわれる。従って、国分寺は必ず条里区画にのせて考えらるべきで

第1表 国府・国分寺・糸里の方位

国名	規模町	国府の方位	国分寺の方位	糸里の方位	国府糸里	国分寺糸里	国分寺国府	備考
和泉	5 × 5	42° E	—	42° E	○	—	—	
伊賀	4 × 4	3° E	3° E	3° E	○	○	○	
伊勢	8 × 8	8° W	8° W	25° E	×	×	×	
尾張	8 × 8	9° E	N	N	×	○	×	
三河	5 × 5	N	3° E	40° W	×	×	∅	国府に異説あり
遠江	5 × 5	N	7° E	—	—	—	∅	国府の方位やや不明確
駿河	—	2° W	2° E	37° W	×	×	∅	
伊豆	—	N	N	(N 20° W)	○	○	○	
甲斐	8 × 8	2° W	4° E	10° E	×	×	∅	
武蔵	—	N	N	N	○	○	○	
安房	5 × 5	3° W	—	8° E	×	—	—	
上総	—	—	N	40° W	—	—	—	総社付近に15° Eの土地割あり
常陸	9 × 9	1° E	1° E	—	—	—	○	
近江	8 × 8	3° E	3° E	35° E	×	×	○	国分寺に異説あり
美濃	8 × 8	5° W	5° W	5° W	○	○	○	
信濃	6 × 6	N	—	N	○	—	—	国分寺付近に初期の国府を求める説あり
上野	—	N	N	N	○	○	○	
下野	8 × 8	17° E	N	N	×	○	×	国府に異説あり
陸奥	8 × 8	(N 10° E)	N	—	—	—	○	多賀城
出羽	—	10° E	—	—	—	—	—	城輪櫓
若狭	—	20° E	12° E	20° E	○	×	×	
越前	8 × 9	N	—	N	○	—	—	
能登	—	N	N	N	○	○	○	
丹波	6 × 6	N	N	N	○	○	○	
但馬	6 × 6	N	—	5° W	×	—	—	
因幡	—	(N 13° E)	N	N	○	○	○	
伯耆	—	9° E	N	N	×	○	×	
出雲	6 × 6	4° E	4° E	4° E	○	○	○	
播磨	6 × 6	5° E	2° E	22° E	×	×	∅	国府に異説あり
備前	8 × 8	(N 10° E)	—	N	○	—	—	
備中	8 × 8	23° W	22° W	23° W	○	○	○	
安芸	4 × 4	5° W	—	—	—	—	—	国分寺付近に初期の国府を求める説あり
周防	8 × 8	3° E	3° E	3° E	○	○	○	
長門	3 × 3	4° E	—	—	—	—	—	
紀伊	—	10° E	—	10° E	○	—	—	国分寺付近に初期の国府を求める説あり
阿波	8 × 8	2° E	N	10° W	×	×	∅	
讃岐	6 × 6	23° W	1° W	23° W	○	×	×	
伊予	6 × 6	43° E	2° W	43° E	○	×	×	

国名	規模町	国府の方位	国分寺の方位	条里の方位	国府 系星	国分寺 系星	国分寺 系星	備考
土筑	佐前	6×6	2°W N	7°E N	6°E N	×	○	国府に異説あり
筑後	豊前	8×8	5°E		18°E	×	○	
豊前	豊後	5×5	10°W	N	35°E	×	○	
豊後	肥前	5×5	12°W	—	12°W	○	—	
肥前	肥後	8×8	2°E	5°W	13°W	×	×	
肥後	大薩	8×8	2°W		5°W	×	○	
大薩	隅摩	6×6	8°E		8°E	○		
隅摩		6×6	7°W					

方位Nは必ずしも厳密なものでなく、ほぼ北を指すものをふくむ。
 —は国分寺が国府と遠く離れていて、特に方位関係がないと思われるもの。
 ○は方位の一致、×は異なるもの、◇は国府と国分寺とがほぼ同方位を示すもの。

あるとされた石田氏の論は、条里の土地割がほぼ南北方位をとる場合に限って認めらるべきものである。石田氏の論も出雲を例として述べられ、条里が正南北方位を示しているの、それを前提として考えられたことと思われるが、その点を特に明記してないので誤解を招きやすい。

条里と国府との関係については、その方位が合致するものが三九例中二二例（五六・四％）あり、合致しないもの一七例（四三・六％）より若干多い。しかして、条里の方位が北から一〇度にみない浅い角度の場合、二二例中合致するものが一五例（六八・二％）に対し、合致しないものは七例（三一・八％）を示す。一方、条里の方位が一〇度以上傾く場合には、一七例中合致するものは七例（四一・二％）、合致しないものが一〇例（五八・八％）となる。

国府の場合もいくぶん南北方向をとろうとする傾向があることはうかがわれるが、国分寺ほどには強くなく、条里との関係も特に認められないようである。

国府庁や国分寺のような官庁や寺院は一般に南面するのを原則とするが、条里制の土地割は、広く一帯の水田灌漑を考慮するもので、当然地形・水利に則して設定される結

果、必ずしも南北方位をとらないからである。

従って、斜方位をとる条里制土地割に対して、南北方位をとる土地割の存在は、国府址考定の有力な資料となりうるのである。ただし、一般にこれらの土地割は、方何町と限られる国府域より、周辺にかなり広範な地域に及ぶことが多いので、府域の決定には他の資料を十分に考慮しなければならぬ。しかし、またこの範囲内に、国府に関連する諸施設の存在分布を想定することができよう。

また、南北方位の条里に対して、特に斜方位をとる国府の例は、二重土地割を示す例と共に理解がつかない。これらに北一〇度前後東の方位をとるものが多いが、後考にまきたい。

2 条里の界線と国府の位置

条里の界線と国府の位置との関係については、国府址が明確にされたものの少い現在、十分な検討は行い難いが、今まで述べてきたところでは、それぞれが異った方位を示す場合もあって、特に深い関係は見出し難いようである。

しかし、播磨の場合のように、国府域を飾磨郡条里を東西・左右に分つ界線が通ることは注目される。米倉氏は条

里土地割とその呼称法の先後については特に述べていられないが、氏の論は条里の土地割を基準に国府が設定されたとするものであるから、この場合、またその国府を基準に条里の呼称が行われたとすることにならう。条里の土地割と呼称法は必ずしも同時期に行われたものではなく、一般に土地割が先行したとされるので、この先後関係はなりたつが、また、条里土地割と無関係に設置された国府の位置を基準に、それに最も近い界線を、呼称の基点としたとすることができよう。

以上、米倉氏の仮設を中心に、国府と条里との関係を検討してきたが、ここに留意すべきことは、氏の論はあくまでも、国府址を予察するための一仮説として述べられたものであつて、これをそのまま原則として国府址を認定することは、氏の本意ではなく、より詳細な調査を期待されたことである。従って、われわれは国府址自体の研究調査を進めて、それを通じて国府と条里の関係を明確にすることが、氏の期待に添いうることになると思ふものである。

一応、筆者の結論は、国府と条里との間には、直接的な

関係はないとするものであるが、国府城と同じ土地割を示すその周辺地の性格は明瞭ではなく、また国府立地に関係が深いと思われる駅路を主とする古道の復原的研究も未だ詳細ではなく、これら諸道と条里制土地割との関係など、間接的には尚多くの問題が残されていることを思うのである。

⑧ 石田茂作氏「東大寺と国分寺」、一二三〜一二九頁、「条里遺跡」の節。

付記 本稿の作成に関して、各地の調査の際に、現地の市町村役場ならびに教育委員会などの当局者をはじめ、多くの官民諸氏に便宜と教示をいただいた。厚く謝意をあらわしたい。

(同志社女子中・高等学校教諭)

sical, but such as functioned within a human being, then transformed him from within, and therefore move him to do practical action. Thus we can see another practical and active Puritanism in Milton, as distinguished from Weber's Puritanism.

On the Relation between Kokufu 国府 and Jōri 条里 System

by

Ryo Kinoshita

In ancient Japan, Kokufu 国府, capital of local administration, occupied a square area with an average of 8 to 6 square-chō 町 and in its interior had a chessboard pattern of one chō square. On the other hand, Jōri 条里 system, also executed as rural planning at that period, showed a similar chessboard pattern. Prof. Yonekura, Jiro 米倉二郎 published the assumption that Kokufu might be established on the intersecting points of borderlines in every 6 chō. This article is to restore the ancient plans of Kokufu in Awa-Shikoku 阿波, Awa-Kanto 安房, Buzen 豊前, Harima 播磨, and Bizen 備前, according to the remains and other various sources except for those of Jōri, and then to examine their relations with Jōri and with the outline of other remains of Kokufu using some achievements of other students. The result is as follows:

(1) On the direction of the partition lines of the land both in Kokufu and in Jōri;

a) When the lines of Jōri do not run from north to south, those of Kokufu often do.

b) When the lines of Jōri run from north to south, those of Kokufu often do, too; but they run to the different direction according to the purpose. This is due to the fact that Kokufu should be constructed, as a rule, facing to the south like the Capital's castle, while Jōri does not always run precisely from north to south as it follows the inclination of the land surface for irrigation; upon these facts, in the Jōri region, we can sometimes find the site of Kokufu discerning particular section of the land where parcels show different direction from Jōri system around it.

(2) On the relation of the situation of Kokufu to the border line of

Jōri, no relation can be found. According to the Harima case, Jōri seems to be numbered on the basis of the situation of Kokufu, but in this case the partition of land in Jōri was held at first, while Kokufu was indifferently established, and then Jōri seems to be numbered on the basis of the situation of Kokufu.

Establishment of the *YAYOI* 弥生 Culture
in *YAMASHIRO* 山城

—the subdivision of Early *YAYOI* Period in *KINKI* 近畿 and
the position of the pottery from *KUMONOMIYA* 雲ノ宮 site—

by

Makoto Sahara

In *KINKI* 近畿 district five successive types of *YAYOI* 弥生 Pottery are grouped into three main periods; Early (Type I), Middle (Type II-IV) and Late (Type V).

I. *IMAZATO* (1942) and S. *SUGIHARA* (1950) have proposed that Early *YAYOI* in *KINKI* is to be subdivided into two phases. In our opinion, however, on the basis of technological and typological study of the pottery, it would rather be better to subdivide Early *YAYOI* into three phases. According to our subdivision, *KUMONOMIYA* 雲ノ宮 site belongs to the middle phase of Early *YAYOI* and is the oldest *YAYOI* site known in *YAMASHIRO* (Southern part of Kyoto Prefecture). This paper covers also the course of *YAYOI* culture to *YAMASHIRO*, and the cultural relation of *YAMASHIRO* with neighbouring regions in Early *YAYOI* Period.